

## (1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度鳥取県一般会計補正予算（第3号）について、次のとおり専決処分をする。

令和5年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和5年度鳥取県一般会計補正予算（第3号）

令和5年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,558,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ373,544,550千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 分担金及び負担金		千円 661,271	千円 1,920	千円 663,191
	2 負 担 金	597,568	1,920	599,488
9 国 庫 支 出 金		64,496,000	1,917,050	66,413,050
	1 国 庫 負 担 金	15,752,859	1,310,650	17,063,509
	2 国 庫 補 助 金	47,919,492	606,400	48,525,892
13 繰 越 金		2,000,000	708,030	2,708,030
	1 繰 越 金	2,000,000	708,030	2,708,030
15 県 債		28,565,000	931,000	29,496,000
	1 県 債	28,565,000	931,000	29,496,000
歳 入 合 計		369,986,550	3,558,000	373,544,550

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 31,583,945	千円 100,000	千円 31,683,945
	1 総 務 管 理 費	13,107,269	100,000	13,207,269
3 民 生 費		53,206,142	70,000	53,276,142
	1 社 会 福 祉 費	39,944,078	50,000	39,994,078
	4 災 害 救 助 費	6,914	20,000	26,914
6 農 林 水 産 業 費		24,893,038	263,000	25,156,038
	1 農 業 費	6,003,207	68,000	6,071,207
	3 農 地 費	6,540,337	100,000	6,640,337
	4 林 業 費	7,465,718	92,000	7,557,718
	5 水 産 業 費	2,410,239	3,000	2,413,239
7 商 工 費		21,660,949	81,000	21,741,949
	1 商 業 費	7,792,233	41,000	7,833,233
	3 観 光 費	3,374,521	40,000	3,414,521
8 土 木 費		49,134,849	591,000	49,725,849
	3 河 川 海 岸 費	11,568,668	556,000	12,124,668
	4 港 湾 費	4,718,653	35,000	4,753,653
11 災 害 復 旧 費		4,618,091	2,453,000	7,071,091
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,211,485	700,000	1,911,485
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,406,606	1,753,000	5,159,606
歳 出 合 計		369,986,550	3,558,000	373,544,550

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
治 山 費	千円 611,000				千円 641,000			
河 川 総 務 費	1,914,000				2,152,000			
砂 防 費	2,264,000				2,274,000			
林 道 施 設 災 害 復 旧 費	26,000				27,000			
治 山 施 設 災 害 復 旧 費	44,000				111,000			
建設災害復旧費	1,141,000				1,643,000			
港湾災害復旧費	89,000				172,000			

ただし、各目的ごとの起債の額の合計は、歳入予算で定める県債の額を超えないものとする。